

江東区こども・子育て会議の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江東区こども・子育て会議設置要綱（平成21年5月20日21江子児第492号）第9条の規定に基づき、江東区こども・子育て会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開原則)

第2条 会議は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、江東区情報公開条例（平成13年3月江東区条例第3号）第7条各号に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(非公開の決定方法)

第3条 会長は、前条ただし書きに該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議開催の事前公表)

第4条 会議の開催は、原則として会議開催の日の3日前までに、会議名、開催の日時及び場所、傍聴を希望する者が参集すべき場所並びにその他必要な事項を区ホームページに掲載して、これを公表する。

(傍聴者の定員)

第5条 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会長は会場の都合等によりその増減を認めることができる。

(傍聴希望の申出)

第6条 傍聴を希望する者は、会議の開催日において、開催時刻の30分前までに第4条により指定された場所に参集してこども家庭支援課職員（以下「係員」という。）に申し出るものとする。ただし、定員に満たない場合は、会議の開催前まで傍聴の申し出を交付する。

2 前項の規定により傍聴を希望する旨を申し出た者は、係員の指示を受けるものとする。

(傍聴者の決定)

第7条

- (1) 傍聴申込者で、傍聴できる者が定員に満たない場合は、申込者全員に対して傍聴券を交付する。
- (2) 傍聴を希望する者が、傍聴者の定員を超えた場合は、江東区内に住所を有する者（以下「区民」という。）を優先することとし、区民で定員を超える場合は、区民での抽選により傍聴を決定し、傍聴券を交付する。ただし、区民を優先さ

せた後に定員残数がある場合は、区民以外の対象者全員での抽選により、傍聴を決定し、傍聴券を交付する。

(傍聴券の交付)

第8条 傍聴者は、傍聴申込書に住所及び氏名を記入し、会議の開催前にこれを係員に提出して傍聴券の交付を受けるものとする。

(傍聴券の提示等)

第9条 傍聴者は、会場に入場の際、傍聴券を係員に提示して速やかに傍聴席に着くものとする。

2 傍聴者は、会議が終了するまで傍聴券を所持し、係員の求めがあったときは、速やかに傍聴券を提示しなければならない。

3 傍聴者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を係員へ返還しなくてはならない。

(傍聴者に対する資料提供)

第10条 傍聴者に交付された審議案件資料は、これを持ち帰ることができる。ただし、会長が適当でないと認めた資料については、この限りでない。

(傍聴席)

第11条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器等の危険物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器の類を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 録音機、写真機、撮影機の類を掲載している者（事前に会長の許可を受けた者を除く。）
- (6) 酒気を帯びている者
- (7) その他審議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第13条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場における録音、写真撮影及び録画をしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。

- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は審議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第14条 傍聴者がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

2 第2条ただし書きの規定により会議を非公開としたときは、会長は傍聴者を退場させるものとする。

3 傍聴者は、会長から退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

(報道機関の取扱)

第15条 報道関係者は、第5条から第7条までの規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第8条から第14条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係席」と読み替えるものとする。

(庶務)

第16条 この要領に関する庶務は、こども未来部こども家庭支援課において処理する。

(委任)

第17条 この要領に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月22日から施行する。